

○ 財務省告示第百八十八号
平成二十一年五月十五日第五条第十一項の規則
行二令六号～第六号
条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年六月三日
国庫短期証券（第二十二回）
財務大臣与謝野馨

二 一
の法発号名称及び記
條律行項及のび根拠そ拠

四 三
發行方法の適
用振替法の適

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
國定特あ争入。～格替適下へ債項五項律計号資四政
債め別つ入札に以を機用一平成十三年法、及条、第に～金号法
市る参て札發によ下競闘を振替法第一九十九条昭和二年
場も加、と行る争は受けたる条昭和二年
特の者財同「発行価に日けるもとのい」
別にご務時と行格付本銀もとのい
參よと大にい（以競し銀行のう）
加るに臣行う（以争て行のう）
者発応がわ～下入行とし
・行募各れ及一札わする。法律第十七
第へ限國るび価一れ。の
I以度債入価格とる。そ規
非下額市札格競い入の定。

九 八 口 イ
 振額最 払
 替額入価・別債札格金
 単面札格第參市發競金
 位金發競I加場行爭額

七 口 イ
 行争非者特國入価込
 入価・別債札格行
 札格第參市發競
 發競I加場行爭額

六 口 イ
 行争非者特國入価
 入価・別債札格
 札格第參市發競
 發競I加場

五 方 募
 入価法入
 札格決
 發競定
 行争の

振千 八三万五
 替万 千千四兆
 法円 七三千四
 の規百百九千
 定規円八百三
 にによ十五十
 る振五十五
 替億円億
 口三千
 座千三百
 簿九十八
 万二十三

額万額
 面円面
 金金額
 額額
 でで
 三兆
 千四
 百八
 六十七
 億円
 千

込募各當も各
 み限國ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を圃別応ち
 割内參募應
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るていと次
 。各の割高
 申応りい

価格競争入札發行」という。
 申応りい

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発						
払 者	入 場	元 金	償 還	償 行	争 入 債	非 別 債	特 札 格	国 市 場	入 札 競 加	価 格	發 行 競 爭	發 行 競 格	日
期 日	参 加	支 払	金 額	限 期	札 格	第 參	參 市	市 場	競 加	價 格	競 格	價 格	日
平 成 二 十 一 年 五 月 十 三 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に つ .そ き き 百 円	額 面 金 額 と 支 付 き は 、 う 。そ が の 翌 翌 営 業 業 日 日	償 還 る し と き 償 は 、 う 。そ が の 行 日 休 業 業 に に	当 た 成 し と 一 年 八 月 十 日 九 月 上 九 十 九 九 九 九	平 成 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	十 五 面 四 面 錢 金 募 錢 金 九 額 百 厘 百 五 毛 五 以 上 九 九 十 九 九 九	額 面 応 面 募 錢 金 額 百 格 厘 百 円 毛 以 上 九 九 十 九 九 九	額 面 別 債 札 格 市 場 競 加 價 格 競 格 價 格	額 面 債 札 格 市 場 競 加 價 格 競 格 價 格	額 面 債 札 格 市 場 競 加 價 格 競 格 價 格	額 面 債 札 格 市 場 競 加 價 格 競 格 價 格	額 面 債 札 格 市 場 競 加 價 格 競 格 價 格

十額の十額 平す額の
 五面応四面 成るの記
 錢金募錢金 二。整載
 一額価九額 十數又
 毛百格厘百 一年倍は
 円五円 五年の記
 に毛に五月 金録
 につ以上き 十三に
 きの九月 月十三に
 九十九日 よ最
 十九日 る低
 九十九日 も額
 九十九日 の面
 九十九日 と金